

# 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる学生の登校までの流れ（令和5年4月1日～5月7日）

の期間は、課題を提出することにより出席扱いになる。

## Case 1

風邪症状がある。  
その他の症状がある。

登校せずに自宅待機し、学生部に電話連絡する。

かかりつけ医等に電話相談し、  
医療機関等を受診する。

学生部に結果を電話連絡する。  
保健所・学生部の指示に従う。

## Case 2

濃厚接触者（同居者が陽性者）になった。

登校せずに自宅待機し、  
学生部に電話連絡する。

保健所・学生部の指示に従う。

## Case 3

身近な人がPCR検査等を受けた。

登校せずに自宅待機し、  
学生部に電話連絡する。

身近な人が陽性だった。学生部に電話連絡する。

身近な人（同居者）の場合、  
**Case 2**へ。

身近な人（同居者以外）の場合、  
**Case 4**へ。

## Case 4

感染者（同居者以外）と接触した旨の連絡を受けた。

登校せずに自宅待機し、  
学生部に電話連絡する。

個人（任意）でPCR検査等した場合は、結果がわかるまで自宅待機をする。

医師の指示に従い療養後、体調に留意して、通常の生活（新しい生活様式）に戻る。

【登校】

『健康観察票』と『新型コロナウイルス感染症報告書』を学生部へ提出する。